

第4回 区民と区長との懇談会 (前野地区)

○日時 平成21年9月15日(火) 14:00~16:00

○会場 前野ホール レクリエーションホール

○出席者 区民(49名) / 区側(18名) = 区長、政策経営部長、施設管理担当部長、総務部長、区民文化部長、産業経済部長、健康生きがい部長、保健所長、福祉部長、子ども家庭部長、資源環境部長、都市整備部長、土木部長、教育委員会事務局次長、防災課長広聴広報課長、板橋土木事務所長、前野地域センター所長

区 長 コ メ ン ト

皆さまこんにちは。今日はお忙しいところ、区民と区長との懇談会にご出席をいただき、心から感謝を申し上げます。誠にありがとうございます。特に、町会・自治会、また消防団の皆さま、民生児童委員の皆さま、さらに保護司の皆さま、PTAの皆さま、その他にも多くの区民の皆さま方にお集まりをいただきまして、心からお礼を申し上げたいと思います。皆さまには地域の振興、防火・防災、あるいは高齢者、お子さまの福祉の向上、また、青少年健全育成、非行防止、学校への協力など、ご協力をいただいております。安全できれいなまちづくりをするためにもご尽力をいただきまして、心からお礼を申し上げたいと思います。この前野地区は大変工場の多い地域でございますが、近年では工場が区外に移転をするなどで、地域の土地利用も変わってまいりました。特に大規模なマンション、商業施設、こういうものもでき、それに伴いまして、人口も大変増えてまいりました。そういった意味で、多くの課題もあるかと思いますが、また発展もめまぐるしい地域ではないかと思うところです。さらには、大学から保育園まで、大変学校の多い地域でもあり、またエコポリスセンター、板橋区自慢の環境の中核施設もございます。そういった、教育や環境に大変熱心な地域でもございます。同時に、さくらまつりや前野マラソン、子どもさん達の野球やサッカーの指導にも熱心で、コミュニティの高い地域、青少年のスポーツの盛んな地域ではないかとも思います。今日は区政の課題、あるいは地域の課題につきましてもご意見を賜りながら、今後の区政にぜひとも反映させていきたいと考えてございます。よろしく願いいたします。いずれにしましても、自分達のまちは自分達でつくっていくという自治の精神が大変重要になってまいりました。こういう精神をさらに育みながら、この懇談会が大きな成果を挙げることに期待しております。そのためには情報の公開、行政の評価、区民参加という区政経営の理念に則り、これからも区政経営に当たりたいと考えております。今日はお時間の限りはございますが、皆さま方から多くのご意見を賜りながらこの懇談会を実施したいと思っております。どうぞよろしく願いいたします。

凸版印刷のトルエン漏洩とペット霊園火葬炉に関する情報提供

(資源環境部長)

この前野地区におきまして環境行政の視点から、大きな問題が2件発生しております。良好な環境を確保するため資源環境部では最大限の努力をしておりますが、この席をお借りしてこの2件に対する区としての対応をご報告いたします。

まず1点目は、後ほどご質問があると思いますが、「火葬炉付さかうえペット霊園」の問題です。この施設に対する新条例の適用等につきましては都市整備部の所管となりますが、私からは環境保全の観点から現状および区としての取り組みについてご説明いたします。

この施設につきましては規制の対象となる「廃棄物焼却炉」には該当しませんが、これまで資源環境部では事業者に対し、「廃棄物焼却炉」の規制に準じて指導を行ってまいりました。火葬炉が搬入された時点で試験運転を含む、火入れを行う際には資源環境部に必ず連絡をすること、勿論、営業は環境に影響を

及ぼさないことが確認されるまでは開始しないことなどを事業者と約束しておりました。にも拘らず、何の連絡もなく9月4日に営業を開始したことが判明しました。しかも7日には煙が大量に敷地境界を越えて住民の皆さまがびっくりする事態となり、消防・警察が出動する騒ぎになりました。両日とも資源環境部の職員が直ちに緊急出動し現場を確認しておりますが、またその時の様子につきましては住民の皆さまが撮影した写真とビデオを拝見させていただきました。この事件に関しては資源環境部としては大変重く受け止めており、早速事業者と連絡をして昨日、9月14日に事業者を区役所に呼び、遺憾の意を表明すると共に今後の対応について説明を求め、指導を行いました。事業者としては今後このようなことが二度と起きないようにしっかりと対策を講じること、その対策が確実に実施されるまでは火葬の営業を行わないこと、更に対策完了後に営業を開始する際には事前に資源環境部に必ず連絡をすること、以上3点の約束を取り付けました。今後この約束を守らせると共に、今回のような事態の再発防止に向けて、しっかりと事業者を指導してまいりたいと考えております。

2点目は、凸版印刷株式会社板橋工場におけるトルエン漏洩の件です。これにつきましては、今日ご質問としては出ておりませんが、身近な問題ですので事故の概要と対応についてご説明をさせていただきます。発生日時は21年6月12日、凸版印刷株式会社板橋工場におきまして、印刷用溶剤のトルエン約4500リットルが地下タンクから漏洩する事故が発生しました。原因については現時点では特定されておりましたが、定期整備作業中に地下タンク下部に亀裂が発生した可能性があると考えられております。また、工場近くの見次公園内湧水からトルエンが検出されました。6月16日には消防署による現場調査が行われ、その後、区としても現場調査事情聴取を工事関係者から行いまして、6月18日、24日には凸版印刷が近隣町会に説明会を開催しています。8月11日には、溶剤タンクを土中から撤去しましたが、その後、見次公園内の湧水の水質検査をしたところ、8月25日に採水した試験水から1リットルあたり3ミリグラムのトルエンが検出されました。因みに、公共用水の水質について維持することが望ましいトルエンの目標指針は1リットル当たり0.6ミリグラムですので、5倍の濃度ということになります。この件につきましても凸版印刷が説明会を行っております。今後の対策ですが、凸版印刷としては敷地内と、見次公園湧水に対策を講じますが、敷地内では溶剤拡散防止のため、漏洩エリアの囲い込み、土中の溶剤の吸い上げ、溶剤地下タンク周辺土壌の掘削・除去及び良土による埋め戻し、大気・土壌・水質に関する検査の実施を行います。また、見次公園内湧水では活性炭によるトルエン除去対策を実施しております。それから当然トルエンの観測、監視の継続をいたしまして、さらに凸版印刷敷地境界での遮水壁延長のための技術的検討を行うとなっております。これに対し板橋区の対応といたしましては、応急的な対応と今後の対応に分かれますが、まず応急対策として見次公園内湧水の検査を実施いたしました。また異常を確認するため巡回調査を実施しており、工場周辺の井戸の利用者に対する安全確認のため井戸水を採取して検査を実施、湧水周囲の空気環境の調査を実施しております。その結果、通常の公園利用者には問題がないことを確認しています。また見次公園内湧水及びその流水対策として、公園利用者に対して立入禁止区域を土木部で明示しております。今後の対策といたしましては、凸版印刷に対し、敷地境界の外へのトルエン漏出を防ぐ対策を強化するよう指導すると共に、抜本的対策として汚染物質が敷地の外に漏れないよう遮水壁の延長を指導していきます。勿論、トルエンのタンクがあった部分については既に囲い込み壁が完了しておりますが、その他に凸版の工場の敷地境界に遮水壁を延長して設置するということを指導しているところでございます。

総務部関係

○区職員の不祥事について

板橋区で発生した不祥事について広報において発表されたが(No.1921・1923)、お詫びだけでなく、当該職員をどのように処分したか、この事態に対し税(財源)をどの程度出金したか等も報告

すべきと考える。特に、情報流出については犯罪につながるきっかけになるかもしれないということ、公務員には肝に銘じる指導をして頂きたい。常勤・非常勤を問わず、公務員に課せられている守秘義務を考えれば大きな職務違反である。これについてどう対処したか、またどう予防するのか伺いたい。

回答（区長） まず、このたびの不祥事に関し、区民の皆さまに大変ご心配とご迷惑をおかけしましたことに、心からお詫びを申し上げます。福祉事務所の職員につきましては、本来、区民の皆さまとの信頼の上に立って仕事をすべき立場でありながら、遺留金を私的に流用するという、あってはならない事件を起こしてしまいました。8月19日付で最も厳しい懲戒免職処分にするると共に、上司に対しましても懲戒処分を行ったところです。私的に流用した金額につきましては、全額本人から返還がありました。また、個人情報を出した学校の職員にありましては、区に処分の権限が無いとため、校長と本人を厳重に注意した上、現在、東京都において懲戒処分を検討しているところでございます。いずれの件も区の公費の支出はしてございません。区民の皆さまの信頼を回復できますよう、さらに職員に厳しく指導し、徹底をしてまいり所存です。改めてお詫びを申し上げます。再発防止につきましても、徹底的に調査をし、取り組んでまいります。

区 民 文 化 部 関 係

○町会・自治会への加入促進について

単独世帯や新しく越してこられた世帯はなかなか地域に溶け込んでくれない。行政として、町会・自治会のあり方をどう考えているか。転入手続きの際などに加入を積極的に案内して頂けないか。また、地域力が叫ばれているが、地域力を生かすためにはどのようにすれば良いのか行政としての立場からお聞かせいただきたい。

回答（区長） 町会・自治会は、「自分たちのまちは自分たちでつくる」という板橋区の理念、また「自治力UP」に欠かすことのできない重要な存在であると認識しているところでございます。今年度は、区から町会連合会に補助金を交付し、町会・自治会への加入を促すパンフレットを作成していただきまして、本庁舎及び区民事務所で転入者に配付をしております。区としては、今後も積極的に町会・自治会への加入を呼び掛けていきたいと考えてございます。また、地域力の向上でございますが、2年前から取り組み、「自治力アップ推進協議会」を立ち上げまして、その協議会から提言をいただきながら、自治力アップの様々な取り組みについて検討をしていただくよう進めております。今後とも各地域、地域センターの会議等でその自治力が高まるような取り組みとして「地域会議」というものをできれば設けていただきたいと思います。その中で町会・自治会をはじめ、民生委員さん等様々な方が輪になり、また、お知恵をいただきながら、地域の方が全員参加していただけるような組織にしていいただければと考えてございます。直ぐにはできない問題ではございますが、モデル地域等を選定しながらぜひとも進めてまいりたいと考えてございます。その際には、ぜひ率先して取り組んでいただきますよう、よろしくお願ひいたします。詳しくは、区民文化部長からご説明いたします。

(区民文化部長) 今、区長からお話申し上げましたとおり、転入の際には町会・自治会加入促進のパンフレット配付等を行っているところでございますけれども、この他にも便利帳やホームページを通じて、町会・自治会の活動内容を紹介し、区民の皆様に加入を呼びかけてございます。その他具体的には、集合住宅に関しましては、平成18年に「大規模建築物等指導要綱」を改正しまして、入居者に対する町会・自治会への加入促進を明文化するとともに、本年4月には「小規模住戸が集合する建築物の建築及び管理に関する条例」を施行しまして、建築主に対して入居者の町会・自治会への加入に協力するよう努力義務を規定したところでございます。また、中高層建築物紛争予防条例に基づき届

出のあった集合住宅につきましては、当該地域の町会・自治会長さんに情報を提供しまして、加入促進に役立ててもらっているところがございます。区といたしましては、これからも町会・自治会への加入を積極的に推進してまいりたいと思っております。

産 業 経 済 部 関 係

○板橋区お早う大作戦

現在不足しているふれあい、コミュニケーションのために、小・中学校の通学路に当たる商店街の方々に朝8時に開店していただき、通学・通勤の人達に「お早う」と声をかけていただきたい。挨拶されて悪い気はしないし、「ここで買い物をしよう」と思ってもらえれば、商店街の活性化にもつながるのではと思う。

回答（区長） 朝のあいさつはコミュニケーションの基本であり、人とひととがふれあい、豊かな人間関係や明るく安心な地域を築くためにとっても重要であると認識しております。あいさつ運動につきましては、地域ぐるみで実施しているところがあると聞いております。例えば徳丸地区では、町会や商店街が参加する青少年健全育成地区委員会を中心に、「あいさつのまち徳丸」を合言葉に、小学校登校時のあいさつや地域見守隊によるPRなどを実施しています。また、仲町地区の青少年健全地区委員会では、あいさつ運動の標語募集と講演会を実施しておりますし、板橋地区ではイベント時のあいさつスタンプラリーを行うなど、様々な地域で取り組みを実施しているところです。ご提案につきましては商店街連合会に伝えていきたいと思いますが、開店時間等の問題もございましたので商店街だけということだけでなく、地域社会全体で区民一人ひとりが、あいさつできるような街にしていきたいと考えてございます。貴重なご提言をどうもありがとうございました。

○これからの区政について

区の産業振興策の一つとして、新しい企画・構想力で商品を開発し、世界市場に進出しようとする新企業を興す。そのためには経験豊富なシルバー族の活用も方策かと思う。

回答（区長） 板橋区では、今年も産業見本市を11月19日から3日間ですが、東板橋体育館で開催の予定です。年々参加者も増えており、産業のまち、工業のまち板橋としましても大変注目を浴びているところがございます。ぜひご覧いただき、また参加をしていただきたいと思っております。加えて、今後の高齢社会が「元気なまち」であるためには、シニア世代の方々の力が大いに必要であり、これからもまちづくりに大きな力を発揮していただくことをお願いしたいと思っております。今、板橋区が進めている元気なまちづくりナンバーワン実現に向け、「自治力アップ」「シニア世代力アップ」を図ってまいりたいと思っております。どうぞよろしく願いいたします。

健 康 生 き が い 部 関 係

○地域の課題について

富士見街道を挟んで北が前野町、南が常盤台となっているが、ここには地価や住民の評判に非常に格差があり、前野町に居住している者として常々劣等感を抱いている。この格差をなくすためには、「美しいまちづくり」として行政・自治会等が音頭をとり、時間的余裕のある高齢者が先頭に立ち、公共の場や街のゴミ拾い、空き缶拾いを徹底することだと考える。

回答（区長） 前野地区、そして板橋区の住民として共に誇りを持てるような意識づくりをぜひとも進めてまいりたいと思っております。「美しいまちづくり」を進めていくためには、行政の取り組みに加え、高齢者に限らず、そこに暮らす方々の活動が大変重要であると考えてございます。現在でも、前

野地区の町会・自治会の皆さま方を中心とした環境行動委員会や企業の皆さん、合計703人による春の板橋クリーン作戦や、126人にご参加いただいたポイ捨て防止キャンペーン等におきまして、環境にやさしいまちづくりに取り組んでいただいております。また、前野地区のある老人クラブでは年に48回、延べ参加人数362人の方が児童遊園の清掃を行っておられます。さらに、前野町の『けやきの公園』の管理運営、清掃等の活動をされているグループや、小学校に環境教育の出張授業を行われているNPO法人等、様々な団体の皆さま方にこの前野で「美しいまちづくり」や環境に関する意識啓発にご尽力いただいております。改めてお礼を申し上げたいと思います。「美しいまちづくり」には、個々の活動に加え、各団体が連携し、一つとなって行動することも大切であると思います。そのためには、町会・自治会等を中心とした地域社会の強い絆づくりも重要なことであり、関係の皆さまのコミュニティ活性化への取り組みに感謝するとともに、今後のご活躍にも期待するところです。板橋区としましても必要な支援をしていきたいと考えてございます。どうぞよろしく願いいたします。

資源環境部関係

○ペット火葬場について

家のすぐ裏にペット火葬場ができる。地域住民の反対運動により、新しいペット条例が施行され、50m以内に住宅がある場合は建設できないこととなったが、当該ペット霊園には適用されない。小さい子どもを抱え、今後転居することもできず、火葬炉から出る臭いや煙に怯えながら、洗濯物、布団を干せない日々を強いられるのか。今後、区はどう責任を取るのか。

回答（区長） 良好な住環境のもと快適で安心して暮らしたいとの思いは当然な気持ちであり、この度のペット霊園に対して不安に思うことも当然理解するところです。板橋区としては、地域の方々の意向を踏まえ許可内容を盛り込んだ条例の制定を行うなど、これまでも最大限の努力をしてきました。しかしながら、遑ってこの条例を適用することができないことはご理解くださるようお願いいたします。今後、事業者が火葬場等の変更を行う時には条例が適用されますが、先ほど、資源環境部長から説明がありましたように、悪臭のような公害が発生した場合には悪臭防止法あるいは東京都環境確保条例の規制基準をしっかりと守るよう厳重に指導いたします。詳細につきましては、資源環境部長及び都市整備部長から説明申し上げます。

（資源環境部長） 環境保全の観点からということでご説明したところでございますが、このペット霊園につきましては指定作業所ということでも許可ではなく、事業者から届書を受理するという手続きになっております。当該火葬炉は廃棄物焼却炉には該当しないため、様々な環境基準を適用することができないのですが、区としては廃棄物焼却炉の規制に準ずるよう、必ずこの規制を守るようにということで事業者に対し指導等を行ってきたところです。その結果、事業者もいろいろ努力はしているようですが、今年6月に佐賀県で火葬炉の試験を行いまして、その際には第三者機関で分析した結果、いずれも規制基準値以下ということで報告を受けております。しかし、今回、9月7日の状況につきましては、大量の煙が敷地境界を越えて排出されたということで、悪臭防止法等環境関連の法律に抵触する可能性が高いと資源環境部では認識しております。今回は突然の営業開始だったものから、通報をいただいて直ぐに駆けつけたのですが、煙が下火になった頃の到着でした。悪臭でしか取り締まれないのですが、今後は、何か炉を燃やすような状況になったら直ちに駆けつけ敷地境界で空気を採取し、異常値が出た場合にはかなり厳しく対応しようと思っていたところですが、そのようなことが起きる前にということで昨日呼付けましていろいろ指導を行いました。その段階では当面の営業はしない、火葬については戸田で行い、この施設ではお弔いだけを行うということで、火葬炉

設置以前の状態に戻ったような状況ですが、きちんと炉の改善をして今後このようなことがないように対策を十分講じ、それが確認されるまでは再開はしない、再開する際には当然こちらにも連絡をさせる、これらについてしっかり約束を守らせ、住民の皆さまの環境保全のために最大限に努力してまいりたいと考えております。皆さまの協力も得ながら頑張りたいと思いますので、よろしくお願いたします。

(都市整備部長) 新条例につきましては21年第1回定例会で審議をしていただき可決いただきました。新条例施行の日は21年4月1日でございます、その時点で既に確認が下り工事もしているということで、適用はされないということになります。地域の皆さま方が、この霊園につきまして心配あるいは不安に思っているらっしゃって、確認申請の受付の際にも受付をしないで欲しいというお話もいただきましたが、確認申請と言いますのは、一定の要件が満たされている以上、受け付けなければならないということが法で決まっております。なお且つ、基準法に係る規定にかなっていないならば、これを下ろさなければならないとなっております。そうしたことから、条例施行の前に確認になって工事が始まったものですので、法制度も含めてご理解を賜りたいと思っております。また、火葬場等を変更する時は新条例が当然適用されることとなりますが、ペット火葬場等の施設や設備の縮小、事務所機能を有する部分の面積や位置を変えること等、規則で定める変更については新条例の適用から除かれます。しかし、新たに火葬炉を設置する、あるいは古くなって傷んで再設置するというような場合は変更に当たるとということで、当然、新条例が適用されるということになってございますので、ご理解いただきたいと思います。

都 市 整 備 部 関 係

○都営住宅隣接公園の樹木について

前野町二丁目26番地に都営住宅アパートに隣接している公園があるが、大人の背丈よりも高い樹木に囲まれているため、風通しが悪く、園内にも目が届かず、風紀・防犯上いかななものか。また、その影響があまり利用されていないようなので、公園周りの樹木の剪定を希望いたします。東京都への働きかけを願いたい。

回答(区長) 都営住宅を管理する住宅供給公社では、当該団地については本年度に剪定を行う予定であるとのことでありまして、剪定する順位を早めるよう申し入れたところでございます。詳しくは、都市整備部長からご説明いたします。

(都市整備部長) 都営住宅では、3年に1回のサイクルで敷地内の樹木等剪定を行っている聞いてございます。このほかには、団地自治会からの要望があった場合は実費弁償をしてもらうことで剪定を行う場合があると聞いています。既に、剪定の申し入れをしたところでございますが、東京都住宅供給公社に9月中にでもできないかということの調整をさせていただきたいと思っております。それと雑草の件ですが、8月直後はかなり背の高い雑草が生えておまして、そういったことから利用されていないようだと思われたのではないかと思います。除草につきましては団地自治会のほうでも定期的に行っているとのことございまして、今現在は背の高いものは除草されているのを私どもも確認してございます。

○ペット火葬場について

—資源環境部関係欄参照—

土 木 部 関 係

○高速高架下ホームレスについて

前野町四丁目の高速5号線高架下にはかねてよりホームレスが住み着いている。寝起きし、火を使い、用便も周辺で済ますため、住民にとって非常に悩みの種となっており、役所にも定期的に指導して頂いているが、今も苦情が絶えない。先日7月16日にはホームレスのゴミが燃え、パトカーや消防車が出動する騒動があった。本来、高架下は緑があり、水が流れる設備があり、素晴らしい遊歩道なのだが、ホームレスの存在で通行する人も少なく、散乱するゴミ等により衛生問題にも心配がある。地域住民が安心して暮らせるよう、指導を願いたい。

回答（区長） 今、前野地区に限らず、高架下に不法な居住や荷物の放置といった問題が発生しています。こういった問題の解決には社会復帰も考え、促しながら自立支援が不可欠であると考えます。平成18年度から実施しております巡回相談を今後も継続すると共に、特に火災の防止に注意しながら不法占用物件の撤去に地道に取り組んでいこうと考えてございます。この点につきましては土木部長及び福祉部長からご説明いたします。

（土木部長） 高速高架下の状況につきまして私どもも十分認識してございます。土木での清掃についてご説明させていただきます。高速高架下の清掃は原則月4回実施しております。また、それに加えホームレス対策としましては、月1回の巡回指導及び放置荷物の撤去を行っているところでございます。さらに、今後は新たに委託業者によるパトロールも実施していく予定でございます。私どもの調査によりますと、荷物放置は3年前には24箇所でしたが、そのような対策によりまして現在は6箇所まで減っていることを確認してございます。今後も、減少を目指して努力をまいりますので、よろしく願います。

（福祉部長） この件につきましては、東京23区共通の課題となっております。そこで東京都と23区が共同していろいろな施設づくり、巡回指導などを行っております。そうした中で自立に向け、個別に状況を伺っているところです。なかなか直ぐには解決できない問題もございしますが、粘り強く続けていきたいと思っております。ピーク時は、区全体で100人以上おりましたけれども、現在は半分近くになってございます。一定の効果は挙がっていると思っておりますが、さらに自立に向けたいろいろな方策も立てながら、進めていきたいと考えておりますのでご理解いただきたいと思います。

○子どもの遊び場について

現在、子どもの遊び場が大変不足している。高速5号線高架下の両サイドにネットを張り、照明付き地域開放型多目的広場と、併せてコイン駐車場も作って頂きたい。前野支部で平成16年2月25日に都へ要望書を提出しているが、その回答として7月14日に回答があり、多目的広場は道路公団が施工したもので地元の要望に基いたとなっているが、高速道路ができて30年あまり経過しており、要望も変化してくる。回答の中では、公園の改修計画が道路公団から出た場合には区で協議するとあるが、5年が経過し、公団から改修計画の話があったかどうか、また、ないのであれば区から働きかけていただきたい。

回答（区長） 前野町四丁目第2アパート付近の高架下部分は、土地の所有者である首都高速道路㈱が設置・管理を行っております。平成16年の2月25日の要望書をいただきまして、7月14日に公団からの回答をいただき、その際に、計画がまとまった段階で示しますという内容の回答書であったと思いますが、そこも含めまして再度、地域の皆さまの要望に関しまして、東京都に伝えてまいりたいと思っております。詳細につきましては、土木部長から申し上げます。

（土木部長） 首都高速5号線の高架下には、現在、板橋区立の公園としては、泉町公園と宮下公園の2箇所がございします。いずれも、公園の土地に関しましては、首都高速道路㈱と無償契約を結んで板橋

区が管理しております。宮下公園には、ネットフェンスで囲んだキャッチボール広場も設置されておりますが、そういったものをご要望されているのだと思いますので、首都高速道路(株)に伝えたいと思います。また、平成 16 年の公団から回答の以後の話ですが、現在のところ首都高速道路(株)からの具体的な改修の話はございません。従いまして、先ほど区長が申し上げましたとおり、改めて公園整備の話と、コイン駐車場のご要望もいただきましたので、併せて首都高速道路(株)に相談してまいりたいと思っております。

教育委員会関係

○小学校のクラス児童数について

現在、1クラスの児童数の上限は40人（都教育委員会）となっているが、この上限数を減らす検討はされているか。補助講師が付いてはいるものの、子どもたち個々のフォローが難しく、30人程度が適当ではないかと考える。

回答（区長） 1学級の児童・生徒数は東京都教育委員会の同意が必要で、都は40人と規定しております。少人数でのクラス編成実施については増員となる教員の確保及び大規模校や敷地が狭い学校につきましては教室の増設ができないといった解決すべき課題がありまして、区が単独で実施することは、これらの状況を勘案すると現時点では大変厳しい状況であると認識しております。また別の方法で解決をするということにも取り組んでおります。詳細につきましては、教育委員会事務局の方から説明させていただきます。

（教育委員会事務局次長） クラスの児童数ですが、今、区長が申し上げましたように、東京都が40人学級と言っておりますが、これは、子どもの数を40で割る訳です。ですから40人だと1クラス、41人だと割り切れずに一人余りますので、21人のクラスと20人のクラスになります。30人学級としますと、31人になるとふたつに割れますから1クラス、15人と16人になります。そうなるとう度は男女別とか班編成の点で、果たしてそれが良いのかということもあります。ご意見のように、確かに40人だと厳しいところがありますが、逆に30人で割ると15人で良いかということになり、では35人ではどうかなど、いろんな案が出ていますが、今のところ東京都は40人で割りますということになってございます。仮に小学校で30人学級を実施した場合、試算したところ、約15億円の経費増が必要と見込まれます。多くは、教室を増やさなければいけないということで、余裕教室がないような学校は増築しなければいけない、大きい学校にももっとクラスを造らなければいけないということがあって、それぞれに教員を配置するというので、それくらいの経費が必要になってきます。少人数教育については、いろんな区でもいつも話題になっておりまして、全国的にいうと東京都がずっと40人でやっているということで、これから、他のところでは例えば35人にして、それぞれの自治体が先生を雇い、それを県が認めるというような状況も出てきていますので、大きな課題だと思っておりますし、私どもは今できると言えば少人数の学習指導講師を余計に入れていきたいということを考えているというのが実情でございます。

○学校選択性の見直しについて

現行の学校選択制度は良い点はあるが、その半面反対の影響も現れてきている。学校選択性についての見直しは検討されているか。

回答（区長） 今年6月に「学校選択制検証検討会」を立ち上げ、7月に保護者アンケート等を行い、現行制度の検証・検討を行っていくことといたしました。今後とも、この会を通じまして検証・検討作業を続けてまいりたいと思います。これも、教育委員会事務局の方から説明させていただきます。

(教育委員会事務局次長) 平成21年6月に「学校選択制検証検討会」を立ち上げました。

検討会メンバーは、小中学校PTA代表、町会連合会代表、青健代表や学校長・教育委員会幹部職員等11人で構成しています。平成20年度、都内では、区部23区中19区が学校選択制を導入している状況です。私どもとしましては、学校選択制によって開かれた学校づくり・特色ある学校づくりが意識されるようになり、先生方も一生懸命自分達の学校をPRしてくれるようになったと思っています。一方で小規模化又は大規模化など学校の二極化が進んだことや、学校と地域の連携が希薄になったという意見もいただいています。そういう方々も皆さま入れて検討会を開催していきまして、私どももいろんな角度から検討して今年度中に一定の方向を出し、少し時間は掛かりますがやっていきたいと思っています。最終的には保護者の方々がどう思うかが一番重要なことだと思っています。

○中学校の部活動について

現在、部活動を行いたくても顧問となる先生がいないために、活動出来ない状況が発生している。中学生の非行化防止には部活への参加が非常に有効だと考えている。外部講師の活用も必要だが、外部講師を活かすためにも、先生方の部活参加の環境と評価が必要なのではないか。

回答(区長) 言うまでもなく、中学校の部活動は、学校教育の中におきましても大変重要な活動であると認識しております。また、中学生の非行化防止にも、部活動が有効であることは理解しております。中学校の教員の人事異動は、あくまでも担当する教科で異動が行われており、部活動を主としたものにはなっていないと聞いております。人事異動などで部活動が廃部にならないよう、外部指導員の活用や複数校で合同部活動などを視野に入れながら工夫をしてまいりたいと思っています。詳細につきましては、教育委員会事務局の方から説明させていただきます。

(教育委員会事務局次長) まったくおっしゃる通りだと思います。私などの頃はクラブ活動と言っていました、あれは教育課程内、学校の授業の延長みたいなもので特別な活動として認められていたのが、今は部活動と言って教育課程とは関係ないことになってしまいました。そこが一番大きな問題だと思っています。学校の規模が、子ども数の減少によって小さくなっていくので、そのため担任の数と、例えば音楽や技術の先生が減って、それぞれが部活動も担当するということになりますから、それこそ一人の先生が二つも三つも掛け持ちしなければいけない。その上、今は、子ども達が怪我をしたら大変なことになるから側でずっと見ていなさいという時代になってまいりましたので、なかなか難しいというのが現状でございます。そうは言っても、先生達に積極的に部活動に関わっていただきたいと思っていますので、事あるごとにお願いはしております。不足については指導補助員ということで配置しています。例えば志村四中ですと5人(吹奏楽、テニス、バドミントン、卓球、サッカー)外部指導員を付けました。中台中だと7人(吹奏楽、科学、家庭科(2人)、野球(2人)、卓球)入れていますが、最終的には外部だけではなくて、先生方の努力も必要だと思っています、これからも部活動は何とか活発にしていきたいと思っています。

○平和教育の取組について

戦後64年が経過し、戦争を体験者も少なくなってきた。二度と同じ過ちを繰り返さないよう、戦争の悲惨さを語りついでいくことが我々大人の役目である。個人的には、6年生の移動教室の行き先を広島にして欲しいという気持ちもあるが、夏休み等に希望する子どもを対象に“広島への平和の旅”等を企画して頂けないか。大切な時期だからこそ、平和について考える機会を与えたい。検討願いたい。

回答(区長) 戦争体験者の方から話をうかがうことや、広島など被災地を訪ねて平和について学習する

ことは大変意味のあることだと思っています。しかし、小学校6年生の移動教室は、修学旅行として日光で行っており、移動教室を広島にすることは児童の体力的にも難しいと nghĩ ています。板橋区では夏休み中、中学生2年生を対象に募集して“広島平和の旅”を実施しているところでもありますので、是非これに応募していただきたいと考えております。詳細につきましては、教育委員会事務局次長から説明させていただきます。

(教育委員会事務局次長) 今、小学校6年生は日光に行っておりますけれども、この移動教室は子ども達にとっては、ある程度、みんなと一緒にいける思い出の旅行でもあります。教育課程から見ると社会科の授業で歴史の勉強をさせた上で、最後に観に行くという形になっています。平和教育は大変重要なことだと思っていますし機会あるごとに行っていますが、移動教室をとというのは難しいと思います。今、中学校2年生を対象にして、各校から1名ずつで広島に行っています。8月5日から7日までの2泊3日で平和式典に参加したり資料館を見学したり、被爆者の体験を聞く会に参加するなど、学年は違いますが、そういうことが重要だということで行っていただいています。そして子ども達は学校に帰ると、まず学校の中で広島での体験発表をしてみんなに教えます。それから感想文集を作ったり、「いたばし平和のつどい」でまた、体験発表をしたりというふうにしておりますので、その辺まで深めるには中学生ぐらいが妥当であると思っています。小学生が広島に行くのはなかなか難しいですけれども、そういったいろいろな事を教える機会があれば、一生懸命取り組んでいきたいと思っています。

第 2 部

(司会) 本日、様々な立場で地域を支えてくださっている皆さまにもご参加いただいています。区長を交えてのせつかくの機会でございますので、こうした地域活動の様子や課題などをお話いただければと思います。

(8 地区合同防災訓練について) 前野町四丁目7町会と三丁目の1町会、この8町会が毎年11月に合同訓練を行ってまいりました。平成11年以前の2町会が足場となりまして、3町会、4町会、5町会と毎年増えてきました。訓練場所は見次公園をホームグラウンドといたしてきましたけれども、時には場所を変える事がございます。当初40名程でした参加人員も現在は150名を越してまいりました。その訓練内容も、応急救護、救出訓練、初期消火そしてミニポンプを使った放水訓練、なお且つ、煙の体験もいたします。仮設トイレの組み立てもやります。ちょうど4年前から災害事例のビデオを鑑賞することにもなりました。平成19年度の、アニメとは言え、東京直下型地震のビデオには大変な驚きを受けました。心肺蘇生も現在ではAEDの研修を行っております。本年11月15日に前野町四丁目アパート自治会におきまして、はしご車の出動が可能であれば高層階からの救難、避難、これをやりたいというふうに計画を立てております。この合同防災訓練は単に技術や知識の修得だけではなく、地域に住む人々が一つの訓練を通じて顔を合わせ、人の輪が出来上がり、それが地域の活性化に繋がるのではないかと自負しています。最後になりましたが、多大なご協力をいただいております区防災課、志村消防署、消防団第四分団の皆さまに、この席をお借りして厚く御礼を申し上げるとともに、これからも良きご指導をお願い申し上げましてご報告とさせていただきます。ありがとうございました。

(区長) 大変わかりやすい丁寧なご説明をいただきまして、ありがたく思うところでございます。訓練の内容をお聞きしながら、特に、技術や知識の修得だけではなく、地域の人の輪をつくりながら、それを地域の活性化に活かしたいというお話でしたが、正しくその通りだと思ひます。地域の安心と安全のためには、地域のコミュニティをつくる、それを実践することが何よりだと思ひます。様々な課

題があると思いますが、時間を掛けながら地域の信頼をしっかりと築き、地域の防災と安全につきましても更に向上することを心から念願するところでございます。またお話の中で、高層階の避難を考えているとのことでした。この地域は高層建築物が増えてございますので、大変貴重な訓練になるのではないかと思います。板橋区の危機管理、防災課と連携しながら一緒に検討、研究させていただければと思っておりますので、引き続きご尽力とご協力をお願いいたします。皆さま方の日々の活躍に對しまして心からお礼を申し上げます。ありがとうございます。

(みどりの苑との合同防災訓練について) 地域内の福祉施設との災害支援協定経過報告とそれに関連したお願いをしたいと思います。まず、協定の締結につきましては、社会福祉法人特養老人ホームみどりの苑と平成4年9月1日、社会福祉法人マハヤナ学園撫子園とは平成6年3月7日に、いずれも当時の会長の拘りで、一方的な支援協定ではなく相互支援協定を強く主張して締結いたしました。そのようなことで、みどりの苑とは毎年9月に双方で協議し、隔年で救出救護と炊き出し訓練を行い、今年で17回になります。特に炊き出し訓練につきましては、みどりの苑開設時から、近くの建設現場の廃材を備蓄して使用しておりましたが、そろそろ底をついてきましたので、その対応に苦慮しているところです。次はお願いですが、当五丁目町会は前野地区においても最も起伏の多い地域であり、場所柄災害時に高齢者や要援護者の避難場所としてみどりの苑を使用させていただけないでしょうか。ちなみに、みどりの苑周辺には都営住宅3か所6棟、100世帯ほどのマンション3棟、加えて有料老人ホーム等の中ほどに位置しております。また、当町会の一時集合場所である日暮台公園にも隣接しています。既に、みどりの苑には災害備蓄物資も配備されているようですが、高齢者と要援護者に対応できるよう150名分程度の追加備蓄の配慮をお願いいたします。

(区長) これまでも地域の福祉施設、特に区のみどりの苑との連携をしていただきまして大変ありがたく思うところです。平成4年の9月に相互支援協定としてお互いの援助を考えながら協定を結び、これまで様々な防災活動をしていただきまして心からお礼を申し上げます。炊き出し訓練の17回実施、その中で廃材も大分減っているというご苦労もございますが、そういった困難も乗り越えながらぜひこれからも継続していただければと思います。また、前野地区は非常にアップダウンも多いという地域性もございますし、近いところに、避難場所があることが望ましいというご意見でもございました。みどりの苑を避難場所にという点につきましては、少し検討を要するかと思います。危機管理室長からできる範囲でお話させていただきたいと思っております。

(危機管理室長) 防災訓練にご尽力いただきまして誠にありがとうございます。頭の下がる思いです。地域の、特に高齢の方や障がいを持っている方の避難場所として、地域の福祉施設を活用できないかというご提案でしたが、それは正に区の考え方と一致したものでございます。板橋区といたしましては、地域の特別養護老人ホーム、区の福祉園のような施設を二次避難場所として整備をしていきたいと考えています。順次整備をしながらそこに器材等の備蓄も進めていきたい、地域の中でお年寄りや障がいを持っている方がそこを活用できるような避難の方策を順次整備してまいりたいと考えておりますので、これから急ピッチで進めてまいります。その情報は地域の皆さまにも順次お伝えしてまいりたいと考えているところでございます。それと同時に、今後私どもが特に力を入れていきたいと考えているのが、地域の中での要援護者、どこに、どういう高齢者が、また障がいを持った方が住んでいらっしゃるのか、そういう情報をしっかりと把握したいと考えております。現在のところは手挙げ方式と言いまして、ご自分で「私の名前を登録しても良いです、消防や民生委員の皆さんに提供しても良いです」と承認をいただいている方だけの名簿でして、区内1,000人に満たないという段階でございます。個人情報の問題もいろいろ難しいところがあるのですが、そこを乗り越えて何とかこれを進めていくにはどうしたら良いかということで検討をしております。その作成と活用の仕方について

ては、今後、地域の皆さまのご協力をいただかなければなりませんので、またご相談をさせていただきたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

(司会) あと5分ほど時間が残っております。これまでにまだご質問をされていない方で何かございましたらどうぞよろしくお願いいたします。

(保険証について) 保険証は、この小さいものと大きいものがございますね。これは高齢者のしるしなのですが内容を見ると一緒です。病院に行く時には、この小さいものはいつも定期入れに入っていますこれで通用するのですが、いざ途中で診察してもらおうかと思うとこちらの大きいものを持っていかなければなりません。これは、大きいのでいつも自宅に置いてあります。以前は、「この次持てきますから」と言えば済みましたが、今は病院で許可しないということで実費を取られます。実費を取られるともう一度病院に行かなければなりません。そういうことなので、これに、高齢者であることが判るような、何か判子を押しというようなことでも間に合うのではないのでしょうか。あるいは高齢者用に色を変えたら良いのではないのでしょうか。板橋区から画期的な改良をしていけば、全国的に広がるのではないかと思います。封筒代も郵送代も人件費も相当な経費節減になります。

(健康生きがい部長) いずれも板橋区から発行しているものですが、保険制度としまして、ある一定の年齢に達すると自己負担額を安くするというものでございまして、二つの制度があるために2枚必要になっております。これにつきましては東京23区全体のシステムとして動いていますので、板橋区だけで直ちに変更するのは難しいのですが、そういう課題があるということは認識させていただきましたので、研究させていただきたいと思います。

(さかうえペット霊園について) 先ほどの説明の中に「変更」という言葉がございましたが、私どもが心配しておりますのは、あそこに火葬炉が付くという事自体が、住宅密集地ということから申しまして相応しいとは思っておりません。中の修理やメンテナンスというような事を通して「改良・改善」というようなことが行われるのではないかと思います。どのあたりで「変更」と言えるのかということをとっても心配しております。全部取り替えれば「変更」に間違いないですが、徐々に修理をしていって、ずっといつまでも使えるという状態になってきますと、私どもは一生ここで心配しながら暮らさなければならなくなります。それと、私ども反対運動はしておりますが、納骨施設に対しては反対している訳ではありません。それは大きくしていただいても構いません。ただ火葬炉を付けるということに対してだけは反対しております。事業者様にも、火葬炉を付けずにいただけるようでしたら、皆で応援もしてまいりたいと言っております。ですから、ただ単に反対していると受け止められては心外でございます。そういうことも含めて、「変更」とは、どこからが「変更」なのかということ、今、お話させていただきたいと思います。幸にも板橋区には2か所、舟渡にペット火葬場がございしますが、あそこは場所的にもちょっと文句の付けようがない所だと思いますが、ここはそうではない訳で、すり鉢状の地形ですから煙突が私たちの住居よりも下にあって、風によって煙が全部吹き上がってくるのです。特に私どもは火葬炉よりも南にありまして、夏もなるべくエアコンを使わないように、区で推奨している「緑のカーテン」を作って南風で涼を取っています。そこで煙と一緒に、例え目に見えなくても有害物質がゼロということはない訳ですから、そういう物が滞留されて永い間に健康に影響するのではないか、子供の成長にも影響するのではないかということ、凄く心配しています。そこを考慮していただいて、区としても考えていただきたいと思います。先ほどの説明で、実験の時に数値は下回っていたということですが、すれすれではないのでしょうか。それこそ一酸化炭素は1000ppmも出たということがありまして、必ずしもその結果が全面的な数値ではないということも承知していただきたいですし、燃やされたと同時に必ず排出されて健康被害に繋がることを心配しております。ぜひお聞きいただきたくて発言させていただきました。

(都市整備部長) 条例では保守点検に必要な改修は「変更」ではないとなっておりますが、ご心配のよ
うに徐々に改修を重ね新しくなるのではないかとにつきまして、条例改正の内容は事
業者にも伝えておりました、改修、修理の際はどのようなことをするのか届け出てくださいということ
で、区としても把握をさせていただくことになっております。そういった中で、具体的に、こういう
ふうになったら「変更」だと申し上げられないのですが、個別に判断をさせていただきたいと思っ
ています。地域の皆さまのご心配は十分認識しながら取り組んでいきたいと思っております。

(参加者) 住民も立ち合わせていただくことはできないのでしょうか。

(都市整備部長) 変更自体の立会いは、事業者が了解すれば考えたいと思います。その辺は、変更の際
に地域の方々も把握したいという話があるということで相談した上で、了解が得られればやっていき
たいと思いますし、そういった思いがあるということは区としても伝えていきたいと思えます。

(司会) それでは最後に坂本区長からご挨拶申し上げます。

(区長) 皆さま、長時間に亘りありがとうございました。今日は前野地区のことを皆さま方と一緒にな
って考える良い機会になったと思います。この地域の持つ、人の素晴らしさ、自然の素晴らしさ、様々
に良いところがたくさんございました。逆に、課題もいくつかありました。共にこれからも協力しな
がら地域と行政が一体となって解決、改善、また良いまちにするためにも努力してまいりたいと決意
するところです。大変今日はありがとうございました。まだまだご質問があったのではないかと思
いますが、時間に限りがありましてお許しいただきたいと思っております。机の上にカードがございます
ので、そこにお書きいただいて、いつでも地域センターにご提出いただければ、即刻拝見し、要望に
お応えするよう努力したいと思っております。ご要望につきましては迅速に行動するよう心掛けてま
いります。皆さま方に良い報告ができますように努力してまいりたいと思っております。最後にな
りましてけれども、前野地区の益々のご発展と、今日お集まりの皆さま方の益々のご活躍とご多幸を
心から祈念申し上げまして、簡単ではございますが本日のお礼とさせていただきます。長時間どうも
ありがとうございました。